

令和6年1月

被保険者各位

京成電鉄健康保険組合

「医療費のお知らせ」の配布について

標記について、下記のとおり実施しますのでお知らせいたします。

記

(1) 配布時期 令和6年2月上旬以降順次

(2) 配布方法 事業所経由にて配布

(3) 配布目的

① 医療費総額の把握

保険証を使用して医療機関で診療を受けた場合、医療機関の窓口で医療費総額の1割～3割を自己負担として支払うこととなっています。

「医療費のお知らせ」により医療費の総額を改めて把握することで、保険制度に対する理解を深めると同時に、健康管理や動機付けに役立てて頂くことを目的としています。

② 診療報酬の不正防止

「医療費のお知らせ」に記載されている内容は、医療機関より、診療報酬支払基金（審査機関）を経由して健保へ請求のあった内容です。

記載内容にご不明な箇所等（受診した覚えが無いなど）ございましたら、健康保険組合までお知らせ下さい。

（被保険者証を紛失した方は特に注意してご覧頂きますようお願い致します。）

(4) その他

- ・「医療費のお知らせ」は、概ね令和4年11月～令和5年10月受診分（令和5年1月～令和5年12月に健保にデータ到着分）の内容です。
- ・データが遅れて到着するなど、過去に受診したものが記載されている場合があります。
- ・医療機関名は通称名などと違う場合があります。
- ・次の理由により支払った金額と一致していない場合があります。
 - a. 10円未満の端数
 - b. 保険適用外の自己負担額
 - c. 市区町村からの公費助成
- ・「医療費のお知らせ」を医療費控除の申告に添付される方は、前年分が一部含まれておりますのでご注意ください。（令和5年11～12月分など掲載されていないものについては、別途「医療費控除の明細書」による申告が必要となります。）
詳しくは、国税庁のホームページで確認、または管轄の税務署へお問い合わせください。

以上